

公益財団法人奈良県市町村振興協会市町村交付金交付細則

平成 25 年 7 月 19 日細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、公益財団法人奈良県市町村振興協会市町村交付金交付規程（以下「交付金交付規程」という。）第 6 条の規定に基づき、公益財団法人奈良県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が市町村に交付する市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(市町村への配分基準)

第 2 条 市町村への配分基準については、市町村ごとの均等割及び人口割によるものとし、均等割及び人口割の割合は、それぞれ市町村交付金の 2 分の 1 とする。この場合において、市町村数は、当該交付年度の前年度の 1 月 1 日現在（以下「基準日」という。）の市町村数とし、人口は、基準日における直近の国勢調査結果の人口とする。

2 基準日以降に行われた市町村の合併により新たな市町村が設置された場合における当該市町村の市町村交付金の額は、前項に定める算出方法により算出した各市町村の市町村交付金の額のうち、当該市町村が設置されたことにより廃止された市町村の市町村交付金の額を合算した額とする。

(交付金の単位)

第 3 条 市町村当たりの市町村交付金は、均等割及び人口割で算出した金額を合算し、千円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、市町村振興宝くじ(サマージャンボ宝くじ)に係る市町村交付金の千円未満の端数は、交付額が小額の市町村に順次加算するものとする。

2 新市町村振興宝くじ(オータムジャンボ宝くじ)に係る前項の端数は、合計して翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合せて交付するものとする。

(預金利息等の取扱い)

第 4 条 新市町村振興宝くじ（オータムジャンボ宝くじ）に係る交付金の預金から生じる利息等は、事務手続上、翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合せて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第 5 条 この法人は、市町村交付金を当該年度の 3 月 31 日までに市町村に交付するものとする。

(交付決定の通知)

第 6 条 この法人は、市町村交付金額を決定したときは、様式第 1 号の市町村交付金決定通知書により市町村に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第7条 前条の通知を受けた市町村は、様式第2号の市町村交付金支払申請書により市町村交付金の支払を申請するものとする。

(市町村の事業計画の提出)

第8条 前条の支払申請に関しては、市町村は様式第3号の事業計画書により市町村交付金を充当する事業の計画を提出するものとする。

附 則

この細則は、公益財団法人奈良県市町村振興協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

様式第 1 号

公財奈振第 号
平成 年 月 日

各 市 町 村 長 殿

公益財団法人 奈良県市町村振興協会
理 事 長 印

市 町 村 交 付 金 決 定 通 知 書

平成 年度公益財団法人奈良県市町村振興協会市町村交付金を本協会市町村交付金交付規程に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付年月日 平成 年 月 日

3 留意事項

- (1) この交付金の対象となる事業は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業であること（別紙参照）。
- (2) 交付金の支払申請等の事務手続きは、市町村交付金交付細則によること。
- (3) この交付金の支払申請は、平成 年 月 日までに行うこと。

様式第2号

第 号
年 月 日

公益財団法人 奈良県市町村振興協会
理事長 殿

市 町 村 長 印

市 町 村 交 付 金 支 払 申 請 書

平成 年 年 日付、公財奈振第 号で通知のあった平成 年度公益財団法人奈良県市町村振興協会市町村交付金について、市町村交付金交付細則第7条の規定に基づき、下記のとおり支払を申請します。

記

1. 支払申請金額 _____ 円

2. 振 込 先

_____ 銀行 _____ 支店

預金種目 普通・その他 (_____)

口座番号 _____

(フリガナ)

名 義 人 _____

第 年 月 日

公益財団法人 奈良県市町村振興協会
理 事 長 殿

市 町 村 長 印

事 業 計 画 書

平成 年度公益財団法人奈良県市町村振興協会市町村交付金を充当する事業の計画を市町村交付金交付細則第 8 条の規定に基づき、提出します。

(単位：円)

事業種目	事業費	うち交付金
国際化の推進に係る事業		
文化行事等催しの運営の助成に係る事業		
人口の高齢化、少子化等に係る事業		
情報化に係る事業		
芸術・文化の振興に係る事業		
災害対策及び災害の予防に係る事業		
地域経済の活性化に係る事業		
社会貢献活動に係る事業		
環境の保全及び創造に係る事業		
調査及び研究並びに人材育成に係る事業		
公共事業 ()		
計		

- (注) 1 公共事業の欄の () 内には、事業名をご記入ください。
2 用途が確定していないため、翌年度に繰り越す場合などは、その旨を記入してください。

地方財政法第 32 条に規定する事業

1 事業

(1) 公共事業

- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとし総務省令で定める事業

2 総務省令で定める事業

地方財政法第 32 条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第 1 号については平成 29 年度までの間に、第 2 号及び第 7 号から第 9 号までについては平成 31 年度までの間に、第 3 号から第 6 号まで及び第 10 号については平成 30 年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証票に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防のための事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業